

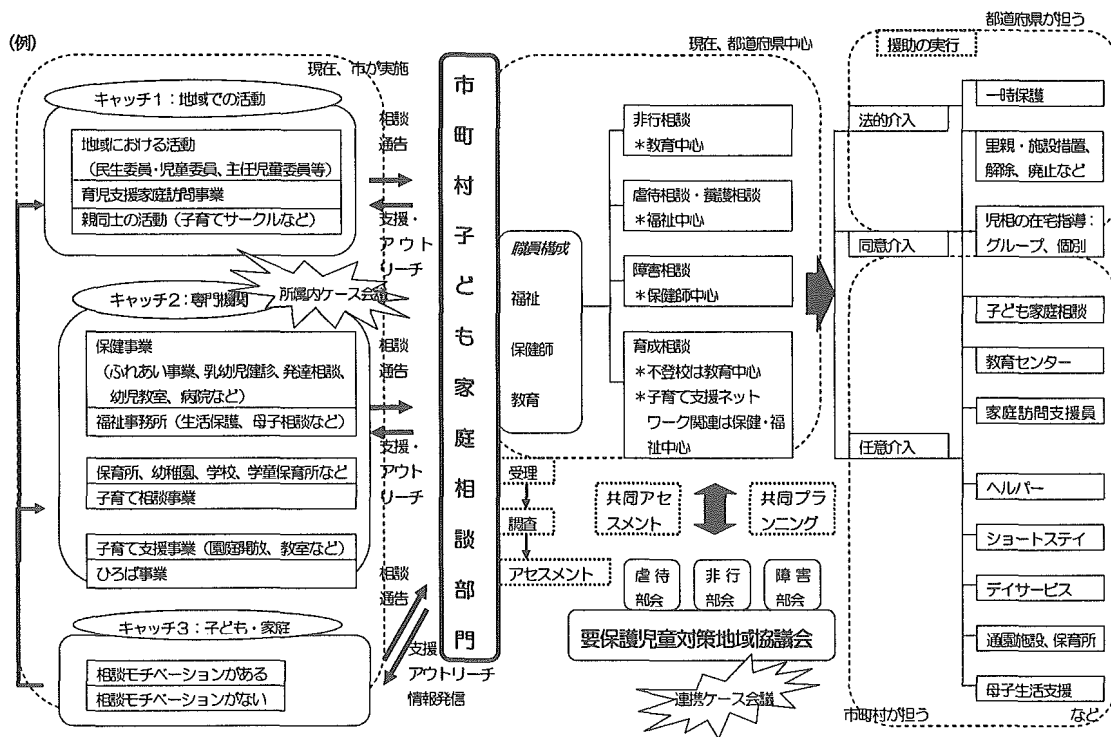
構造にうまく組み込むよう連携ケース会議という場を作り、共同アセスメント、共同プランニング、共同モニタリングなどというスタイルで各現場と中核機関がオーバーラップする体制を作ることも1つの方法である（図3参照）。すでに紹介してきた市町村のように実行しようとしているところも生じてきている。

これらのソーシャルワークの機能を市町村相談体制に取り入れる方法として、要保護児童対策地域協議会を活用し、うまく相談体制と機能させあうことも考えられる。なぜなら、要保護児童対策地域協議会には、要保護児童の状況の把握や情報交換を行うことが求められ、協議会参加者の守秘義務と支援内容を一元的に把握する機関の選定が課せられている。

つまり、活用方法の1つは、要保護児童対策地域協議会に守秘義務が課せられることを利用して、福祉とは直接関係のない機関からも安心して検討にあげてもらい仕組みを生み出し、守秘義務があることから情報が一元的に集まるという方向を積極的に作る。さらに、要保護児童対策地域協議会に個別ケース検討会議（連携ケース会議に該当）を位置づけ、共同アセスメント、共同プランニング、共同モニタリング機能を導入し、各機関が見立てる力や対応する力を持ち帰れるように意図する。

このように市町村相談体制としての仕組みに有効に機能させるには、要保護児童対策地域協議会が児童虐待に限らず、非行や不登校、障害問題などそれぞれの部会を作り市町村の相談体制として必要な事例の検討ができるようにしておくことである。

図4-3 市町村子ども家庭相談体制図



*平成16年度厚生労働科学研究総括研究報告書p86, 熊取町児童相談体制整備デザイン図(案)参照

もう1つの方法は、児童相談所と児童福祉審議会の関係のように要保護児童対策地域協議会

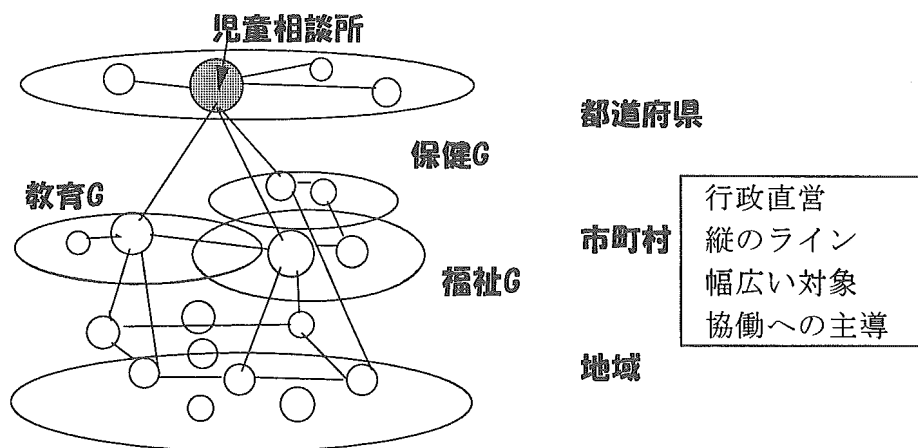
に困難な事例への見立て、対応に関する意見を聞くというスタイルに位置づけることである。ただし、この場合アセスメント、プランニング、モニタリングの機能が各現場に浸透するまでには相当時間が必要であるが、市町村としては要保護児童対策地域協議会が主に全体的なモニタリング機能を持つことになる。

3) まとめ

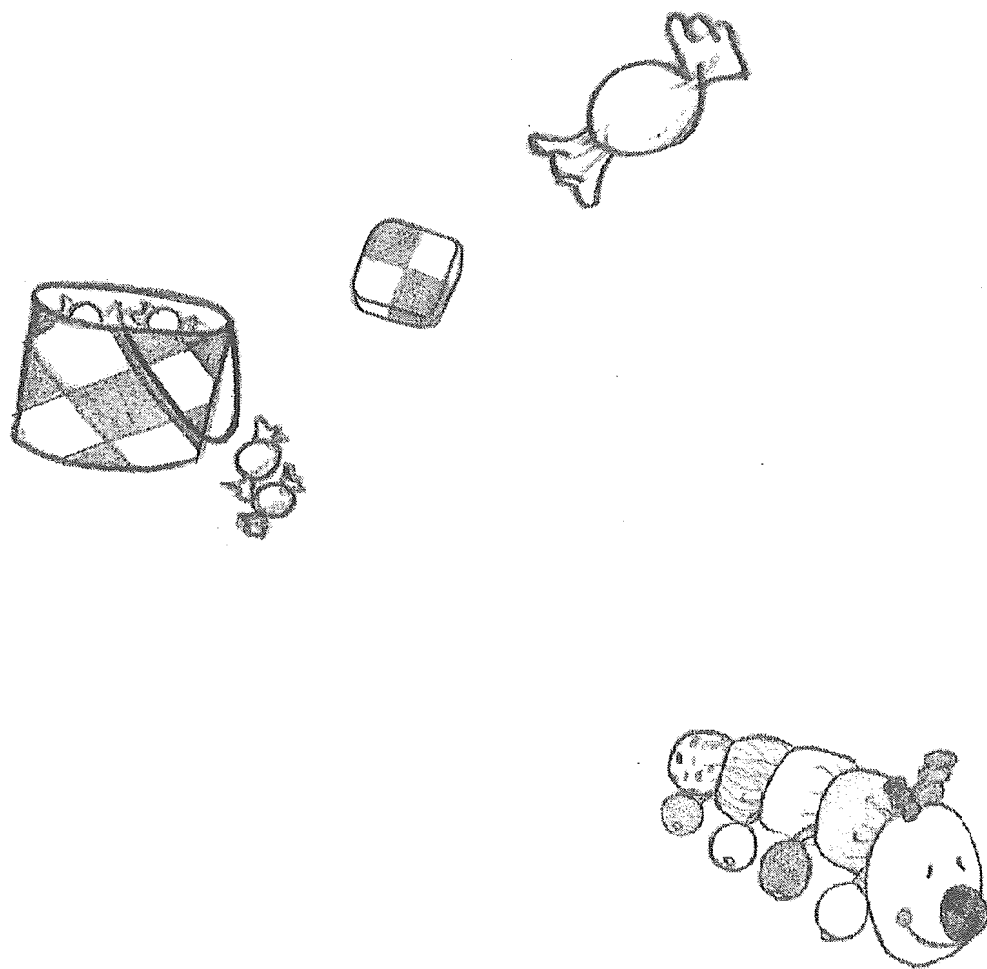
さて、前述のように検討してきたが、再度市町村相談中核機関の機能をまず、まとめておく。「相談体制全体のシステムの管理」と「管轄内ケースの把握」といった事務局機能と「ケースの一次アセスメント(リスクの判断)」、「グレーケースの対応」、「全ケースのモニタリング実務」といったソーシャルワーク機能を果たすことが求められる。そして、地域と資源という視座からの検討では、「行政直営であること」、「公民資源を地域・市町村域・都道府県域と繋ぐ縦のライン」という要素が浮かびあがってきた。専門職・専門領域という視座からの検討では、「より幅広い年齢層の子どもや地域の利用者に対応できる可能性」、「行政組織間、民間活動資源における協働への主導の容易さ」という要素が考えられた。

そして具体的には、保健センター、福祉事務所(家庭児童相談室)、保育所地域子育て支援センター、学校、教育委員会などを各市町村の実情と鑑み、これらの要素を重ね合わせて、最適な機関を設定することになる(図4-4参照)。

図4-4 市町村中核機関の検討



資料編



＜市町村子ども家庭相談体制作りにおける先進的な市町村の取り組み＞

Ⅰ. 大阪府吹田市のヒアリング内容

【吹田市・児童部子ども政策室】

1. 2004年の法改正により、4月より、吹田市の児童相談体制はどう変化したのか

(窓口はどうなったのか・・・)

これまで、市レベルでは、子育て支援課が行っている「子育て電話相談」が相談としてはあり、地域子育て支援センターの電話相談や育児教室での相談もあった。今回の法改正により、厚生労働省は児童家庭相談という表現を使っているけれども、吹田市は“家庭児童相談室”への思いが強かったこともあり、「家庭児童相談」と表現し、専用電話も設置した。さらに従来の子どもの児童部の「児童青少年課」を4月からは新設された「こども政策室」に改称し、児童相談の所管課とした。相談員として、非常勤職員の家庭児童相談員を採用し、主幹と相談員が児童相談を担当することになった。児童青少年課は平成13年から、児童虐待ネットワークの事務局を担当していた。吹田市には、現在も家庭児童相談室はなく、「こども政策室」に家庭児童相談員がいる、という形になっている。

こども政策室では、この他に「児童扶養手当」「児童手当」「ひとり親医療」「乳幼児医療」の給付や、母子自立支援員による母子相談、母子生活支援施設に関わる事務作業や相談も行っている。条例設置である青少年問題協議会も「こども政策室」の所管になっている。

2. 4月以降、市と児童相談所との関係はどう変化したのか

従来は、例えば保育所に関することなら保育所や保育課、といったように連絡する形がとられていた。したがって、児童相談所の支援が必要となるケースであれば、児童相談所がそれぞれの課と連携をとっていた。今は、基本的には、「こども政策室」に集約、家庭児童相談員を通して連絡を取り合うようになったので、特に家庭支援や虐待に関するケースについては、いろいろな課で起こっているでき事を結びつけられるようになった。ただ、障害児や発達の遅れに関しては、もともと別のルートがあるので、その部分に関しては、市と児童相談所との関係は変わっていないし、変える必要や、人的な余裕もない。

3. 吹田市における要保護児童対策地域協議会の概要

(1) 事務局の所在機関

平成13年11月より、設置要領に基づいた虐待防止ネットワークができ、今年度のネットワー

ク会議の中で、要領の改正等も含めて、要保護児童対策協議会への移行を検討し、新要領を代表者に見てもらっており、事務的な手続きと公示をするのみ、という段階にきている。今年度中に要保護児童対策協議会に移行すると考えている。調整機関は、従来の子ども虐待防止ネットワークの事務局が置かれている「子ども政策室」になる。

(2) 設立の時期

平成13年11月からの子ども虐待防止ネットワークを引き継ぐ形で、平成17年度中と考えている。

(3) 設立の経緯

協議会では、虐待にかかわらず様々な問題を対象とするという内容になっているが、非行問題に関しては青少年室、不登校に関しては教育委員会が実際的な窓口になっており、全てを含めた協議会というのはすぐには難しいので、まずは今ある虐待防止ネットワークを位置づけし、今後発展させていきたい。要保護児童対策協議会に移行したときの対象は、要領の中で「被虐待児童」として、虐待をメインにしているが、あらゆる問題を抱えた子どもという含みももっている。

(4) 設立の目的

(虐待特化、子育て支援、子育て環境全体)

(5) 構成メンバー

(代表者レベル、実務者レベル)

(6) 活動内容

・会議の開催場所

代表者会議は年1回、庁内で行う。実務者会議は概ね月1回、基本的には庁内の会議室で行うが、会議室を取ることができない場合は、保健センターやメイシアター（市立の会館）等で行うこともある。

・どのように集まっているのか、定期か随時開催か

実務者会議の場合は、特に決まった曜日ではないが、会議で集まったときに、翌月の予定を見ながら、開催日を決める。ある程度、月一定期的に行っている。代表者会議は、前年度の報告とその年度の活動内容について話し合うので、6月頃に開催している。今年度に限り12月の開催になった。

・今年度どの程度開催されたか

実務者会議は月1回。代表者会議は年2回。

・会議の時間

実務者会議は概ね10時から12時の午前中に行っている。場合によっては変更もある。

代表者会議は、医師会等外部の方が参加しやすいように、午後2時や3時頃の時間帯を設定している。

・予定を決めているか

その都度設定している。

・会議の内容と件数

代表者会議は、前年度の報告と、今後の予定について話し合う。実務者会議は、具体的なケースを取り上げる事もあるし、今年度のように要領の検討ということもある。

・構成メンバー以外で会議に出席した人がいるか

今年から、教育委員会から学校に配置されたスクールソーシャルワーカーが、定例的に実務者会議に参加している。

当事者の参加という面に関しては、実務者会議の下の個別ケース会議の中には将来的に、ケースによって当事者が参加する可能性はなくはない。例えば障害福祉課の専門職は、そういう経験もあるし、高齢者の場合は家族が入ることもあり、当事者を飛び越えて情報交換するというのはどうなんだろうか、というケースもある。被虐待の児童のために、といっても、特にネグレクトや心理的虐待の場合、被虐待児と見るかどうか、意見が分かれたりする。実際は、児童相談所でいう養護ケースに近いケースもあるので、そういう場合、今年も、保護者を入れて会議ということを検討したこともあった。個別ケース会議に関しては、当事者や保護者を入れた会議も考えていく必要があるし、その効果も大きいと思う。

ある地方で、被虐待児のケースで、保護者がずっと入っているということも聞いたことがあるが、非常に効果的だったと聞いた。その中では、機関間の信頼関係の度合いも大きく関わってくるだろう。

・吹田市の独自の取り組み

市におけるネットワーク会議の設立は、児童虐待防止法の制定が契機になったと思われる。子育て支援課、教育委員会など児童の問題全体に関わる部署がネットワーク会議の実務者会議に参加しているが、現在のところネットワーク会議自体は虐待をターゲットにしている。

今年に入ってからの変化としては、まず、実務者会議で個別のケースをしばしば扱うようになった。昨年度までは、実務者会議でほとんどケースを扱っていなかったが、家庭児童相談員が来たことによって、実務者会議の中でケースを充分扱えるようになってきた。今までは、こういうことはどういう順路で流そうなどといった、仕組みやネットワーク図を中心にやってきた。市の児童相談という意味では、広場事業等、グレーゾーンのたくさんの子育て支援や事業をしているのだが、この市の大きさでは、全てを包括的というのは無理で、現実的ではないと思う。今は、虐待特化型かと思う。吹田市は約35万人おり、現在の家庭児童相談員が以前働いていた大阪市の区部の家庭児童相談室と比較して考えると、市町村の規模に合わせたネットワ

ークのあり方が模索されていくべきであろう。

二つめの変化は、今年になってから、過去のケースを見直すことにしている。保健センターが、ネットワーク会議の重要性も理解し、協力的なので、まずは、保健センターの過去のケースを、毎月12～13件ずつ4～5か月かけて検討していった。方法としては、保健センターの母子の保健師を掌握している主査とその上の主幹と家庭児童相談員の3人で1件ずつ検討した。その結果、ネットワーク会議での検討が必要なケースを掘り起こすことができたり、小学校に上がってしまった子が、就学により保健センターの手を離れたが、支援が必要なケースで学校が家庭の背景を把握してるのか不安なケースが数件あることが分かった。そのことにより、保育所、幼稚園の上に学校があり、支援のつながりがそこで切れてしまっていることがある、といういわゆる縦割りの問題点を明確に意識できた。今後、引き継ぎに関してや、学校における問題点、仕組みをどう変え、教育委員会をどう巻き込むか等、単にケースを挙げるだけではなく、ケースの見直しをする中で仕組みの見直しも含めて提起することは、今回の改正が契機であるし、新しい取り組み課題である。もちろん、一つひとつケースの検討はするし、実務者会議に挙げたからといって何かが大きく変わるわけではないが、こういう事がこの市にはある、ということのを他の実務者に知ってもらいたいという意図を持って会議にケースを挙げてくる機関が出てきたり、という大きな変化もあった。

三つ目は、個別ケース会議の日程調整を「こども政策室」が引き受けるようになったことである。また、その会議には必ず家庭児童相談員が参加し、司会進行をするようになった。ただし、この方法の課題として、「こども政策室」が日程調整すると時間がかかる点がある。役所で会議を開く場合、手続きに時間がかかる。個別ケース会議では、形式よりも、みんなが集まって話し合うこと中身が大事なのだという認識のもと改善を図っている。また、集める機関に漏れがある場合もあり課題のひとつである。しかし、機関の間に「こども政策室」が入ることによって、必要な機関を集めることができる場合もあり、この点はメリットと考えることができる。つまり、個別ケース会議の開催にあたり、コーディネートを誰がするのか、ということがはっきりした。

全体の仕組みやシステムを先に構築する方法もあるであろうが、こども政策室では、1件1件のケースと関わる中でいろいろな機関と知り合い、それを別のケースに対応する際に生かすといった方法をとっており、一つひとつのケースを丁寧にコーディネートする点に力を注いでいる。

個別ケース会議は、ケースによっては、次回の日程を決めることもあれば、必要に応じて行うこともあり、4月から12月までで42件くらいになっている。ケースによって会議を持つ頻度は違う。

四つ目は、ケース会議を開いたものについて、ある程度の情報集約と情報発信をするようになったことである。ただ、吹田市では、先進市のように、1件1件のケースに関して、チームリーダーや事務局、見守りのチームリーダー、ケアマネジメント機関をコーディネートするこ

とは難しい。ケアマネジメント機関としての役割をこども政策室は担っている。日々の細かいところに関しては、保育所や学校に任せているが、大きな動きがあったときに、その情報の集約や発信については「こども政策室」が行っており、重要な仕事になっている。したがって、実際に相談者に会って、その方をエンパワーしたり、ケースワークをする比重は非常に少ない。窓口に来た方の相談を受けることもあるが、継続的に面接を行うケースは非常に少い。

ネットワーク以外から個別のケースとして、通報、通告が直接くるようになった点も今までにはなかった仕事である。今までは、保健センターや市民からの電話での通告も、児童相談所に伝えるという形になっていた。4月以降、市への通告であれば、「こども政策室」の主幹・家庭児童相談員が受けるという形になった。

通告を受けた後は、主幹と家庭児童相談員の協議のもと、緊急の判定会議が必要であれば、保健センターと児童相談所に連絡し、緊急度判定会議を行う。会議をするだけの資料がない場合は、調べられるだけのことを調べる。調査の依頼も行っている。ケースの流れとしては、通報・通告が入る→「こども政策室」で調べられることを調べる→不足している部分について、保健センター、児童相談所、保育課等に調査を依頼→情報を収集するという方法をとっている。

当初、児童相談所とは、情報を共有していくつもりだったが、全てのケースの情報の共有は難しいので、大きなものだけ伝えている。その整理はある程度できているが、市の責任もとても大きく、抱えている問題からすると、いつ事件が起こってもおかしくない状況である。本来、ケースの見立てには、複数の専門職で相談できるのが理想だが、人材に限りがあるなかで、今後の課題である。

児童相談所の後方支援については、相談したことに関しては、よく一緒に動いてくれている。児童相談所も人数が少なく、単独での家庭訪問が難しいケースの場合など、同行を求められる場合もある。ただし、関係機関からの児童相談所への不満は多い。子どもの虐待に関して、発見し、通告することの重要性が盛んにいわれているなかで、関係機関は、通告すれば義務を果たしたとの認識であり、児童相談所にいえば何とかしてくれるという思いが強く、形にならないと、「通告しても何も変わらない」と考えてしまい、それが不満としてあらわれる。ケースによっては、児童相談所から関係機関への説明が不足している場合があり、「こども政策室」が児童相談所の動きの背景を説明することもある。

児童相談所が介入するかどうかについては、怠慢ではなく、現行の法的権限のなかでは、強権的に介入することが難しいケースが多いと感じている。また、無理に介入したとしても、家庭裁判所では負けている事例を挙げたり、児童相談所が関わる虐待ケースのうち1割弱しか施設へ措置されないこと等をもって関係機関に説明し、納得してもらえるようにしている。その上で、関係機関が常に連携しながら見ていくしかないのだということ意識を持ってもらっている。

ケースによっては、強権的な介入が必要と思われるものもある。児童相談所の対応の印象としては、腰が引けているとは思わないが、強権的な介入は少ないように思われる。ただし、児

童相談所の虐待担当課課長や担当者の力量や特性といった属人的な面もあり、今後の担当者次第といえるかもしれない。児童相談所の介入については、措置には至らないが、1回の相談では終わらないといったケースすべてについては、児童相談所が主となるのは、現状のマンパワーでは無理だと思われる。このようなケースについては、関係機関の視点に立つと児童相談所寄りだと思われるかもしれないが、ネットワークで見ていくしかないと考えている。

今年に関しては、総じて児童相談所とのコミュニケーションは十分取れていると思う。

(7) ネットワークの効果

これまで、個々のケースに対して、個人の力量に頼っていた部分をシステムとして動けるよう変わってきている面がある。具体的には、例えば生活保護が把握した問題を保健師に個人的に伝えるといった対応がなされていた。また、ケースによっては、問題を抱えていることが分かっているながらも、取り立てて支援がなされないものもあったようである。しかし、コーディネートをできる機関として「こども政策室」ができたことによって、個別ケース会議が持たれ、ネットワークで支援ができるケースが出てきている。関係機関にネットワークでの支援の重要性を認識してもらうには、そのメリットを実感してもらうことしかないと思っている。よって、本来は教育委員会の仕事と感じても、今は家庭児童相談員が受けるケースもある。「こども政策室」の家庭児童相談員に相談したらどうなるかということ、一つひとつのケースを通して教育委員会の先生に分かってもらっている。ケースを丁寧にコーディネートすることによって、ネットワークの重要性を実感してもらえよう努力している。

ネットワークの効果としては、コーディネートによって、ケースの見立て方や動かし方、不安や不信を払拭することができる。保護者の中には、関係機関同士の仲を悪くしたり、機関を敵や味方にしたり、それぞれの機関に訴える内容が違うといった人もいる。保育士や学校の教員には、そういう人々に感情移入してしまう場合があり、他の機関を悪く思ったり、振り回されてしまうことがある。ネットワークで支えることによって、このようなケースについては、個別のケース会議のなかで、事実が明らかとなり、機関間の連携や信頼関係を深めることができる。

ネットワークをシステムとして確立するには、一つひとつのケースを丁寧に誠実にコーディネートすることで、機関の理解を得ることが重要な方策と思っている。

(8) 活動上の困難点

量的、質的、両方の人的な問題が一番大きい。例えば、家庭児童相談員は、10時～16時15分が勤務時間になっているが、時間外に個別ケース会議がある場合がある。吹田市に関しては超過勤務手当が支給され、必要に応じて残業できるが、やはり、常勤の相談系の専門職員が、開庁時間（9時～5時15分）に置かれるべきだと思う。しかし、現実的には難しい。質的な問題では、ソーシャルワーカーの配置が必要だ。保健師、保育士が上乘せされることは良いことだが、

ソーシャルワーカーの代替にはならない。

ハード面での問題として、面接室が狭いだけでなく、プライバシーの確保が難しい。

質は違うが、教育委員会部局と市長部局とのセクショナリズムも問題点としてある。相談員のレベルでは上手くいくが、お互いの上司のレベルでは、連携していることの認識がまだ充分ではない。また、教育センターや子育て支援課、家庭児童相談等、それぞれの部署のエリアを区切って相談に乗るべきだ、その後に相談を整理するべきだ、という考えもある。教育委員会・学校とは、組織や人事も全然違うので、お互いが連携できるよう、ケースを通して徐々に浸透していくことと、実績を積みながら上司の理解を深め、組織自体を見直していくこと、両方が必要だろう。お互いの意見や考え方等、スタンスが全然違うので、不登校とネグレクトの問題等になると、安全確認と登校刺激で混乱したりして、現在の困難点であり、課題である。

(9) 活動上の課題

忙しくない時期に決めた仕組みやシステム、流れが忙しくなってくると、その仕組みにズレが生じたり、連絡が遅れたり、個人的な判断が見られる。個人的な資質とともに、仕組み全体の問題でもあるので、今後の課題である。虐待をメインに扱っているため、重要な問題である。

また、いろいろな関係機関に相談したり、一人ひとりのケースを丁寧に扱い、仕事をすればするほど、仕事は増えるので、人数的問題もある。

北摂の中では、摂津市は家庭児童相談室があり、人も多くいると聞く。府レベルでの研修だけでなく、地域の特徴もあるので、近隣の市でお互いに、情報交換や勉強をすることが必要だと思う。以前、家庭相談員として働いていた頃に比べて、研修は減っている。

どこの市でも、スーパーバイザーが居ないということは、大きな問題だが、現在はワーカーとして困難に面した時には、必ずできるとは限らないが、児童相談所をスーパーバイザーとして、相談している。加藤曜子先生達が作られた、アセスメント用紙を使ったり、できれば、その研究会に相談したいと思っている。また、もう一人、相談員がいれば、お互いに相談し、助け合いながら進めていけると思う。スーパーバイズとともに、ワーカーのメンタルヘルスも気を遣っていかなければいけない。

「こども政策室」として、まだまだ不十分なところがあり、今まで大きな事例が起こっていないのは、保健センターや保育所の力に依るところが大きい。始まったばかりなので、実績を残していけるかどうかは、未知の世界だ。

II. 大阪府熊取町のヒアリング内容

【熊取町役場・子ども支援課】

保健福祉・教育協働ベースの相談体制作り＝熊取町の場合

1. 経過

2001年 みんなで子育て計画づくり（母子保健計画）：

教育委員会と健康福祉部、その他の関係機関や住民の協働の基盤づくりとなる。

2004年 次世代育成支援対策地域行動計画策定

2005年

①「子どもに関する相談体制」検討会議発足：準備会含めて計4回開催

教育委員会次長、各課専門官、健康福祉部部長、各課課長、係長、担当者、有識者

第1回「市町村における子どもの相談体制づくり」

子どもに関する各課相談の現状（保健、教育、福祉）、相談体制作り案の検討、年間計画－相談ニーズの全体像、行政施策の全体像を明らかにする）

第2回「熊取町における子どもの相談の現状と課題」

市町村における相談体制作りのポイントと要保護児童対策地域協議会の意味、相談の現状と課題、素案の意見交換（不登校、非行、障害関係を含めたスタイルの要保護児童対策地域協議会の発足方向）

第3回「熊取町における子どもの相談体制最終案について」

相談体制モデル図の提示、意見交換

②子育て関係者連絡会（障害児支援ネットワークの立ち上げの準備会）：4回開催

①が全体相談体制として、要保護児童対策地域協議会のなかにも位置づけられる障害児相談部会を平行して立ち上げを検討する。

〔担当者打ち合わせ回数〕 ○子どもの相談体制について 12回

○保幼小連絡会議について 6回

○子育て関係者連絡会議 6回

2006年 要保護児童対策地域協議会（各部会の立ち上げ順次計画を含めた協議会）の立ち上げ

「虐待・養護相談部会（平成16～虐待防止ネット）」、

「障害相談部会（平成18～障害児支援ネット）」、

「不登校・非行相談部会」（平成19～不登校・非行相談ネット）」

2006年度（仮称）次世代育成支援対策協議会立ち上げ予定

「（仮称）地域子育て支援体制整備部会」、「（仮称）保育所・幼稚園・学校連絡部会」

2. 相談経路とシステムについて

さまざまな次元で相談窓口があり、相談が実施されているが、以下のように整理し体制整備を行うとともにそれぞれの相談が連続していくように相談体制を策定する。

A 一次相談

- 地域における相談（民生委員・児童委員、子ども家庭サポーター等）への相談
- 親同士の相談（子育てサークル等）

B 二次相談

- 保健事業における相談（ふれあい健康相談、乳幼児健診時の相談、電話面接相談）
- 子育て支援事業における相談（子育て教室、園庭開放等における相談）
- 保育所や幼稚園、学校、学童保育所における相談

C 三次相談

- 虐待・養護相談部会（平成16～虐待防止ネット）
- 障害相談部会（平成18～障害児支援ネット）
- 不登校・非行相談部会（平成19～不登校・非行相談ネット）

3. 子ども・家庭相談体制について

地域在住型・・・家庭の教育機能支援事業（スクールソーシャルワーク）型

小学校の中に時間駐在し、その小学校校区の0歳～18歳の児童相談（虐待・非行・不登校の三次相談）を実施する。また、障害児についての相談は、校区担当の保健師が行う。この嘱託相談員は、定期的に子ども家庭支援室（職員は、教育指導主事、保健師、保育士、ケースワーカー）、にもどり、専任・兼任の室員とスーパーバイザーによる支援を受ける。18年度から順次相談員を補充していき体制強化していく。

<体制図>

資料図1-1、資料図1-2 参照

4. 考察

この行政の相談体制作りの特徴は、以下三点と思われる。第一に、行政相談部署内（教育委員会・健康福祉部）の担当者レベルと「子どもに関する相談体制」検討会議という形で部課長級の議論を重ねたことである。この意味は、1つは各部署の現場担当だけでなく決定権のあるメンバーも参加して子どもに関する相談体制検討会議を計画的に平行させたこと、もうひとつは縦割りの弊害を突破して各部署が議論を積み上げたことである。つまり、各担当者、各部課長級それぞれが、縦割り行政ゆえに自身の課題になりにくいところを行政全体の相談体制を見る視点で現状と問題点確認、相談体制作成プロセスを共有していったことは意義深い。近年、連携やネットワークはどことも掲げられているが、実際は縦割りで各部署の思いがそれぞれにあり、特に福祉と教育の壁はどこの行政にも見られることであるが、そこを超えるよう、現状

や課題を出し合いぶつかり合っている。

第二に、その結果、教育と福祉の協働体制であるスクールソーシャルワークの考えを取り入れ、中学校区ごとの小学校に相談員を配置して、住民に近い相談体制策定に至っている。福祉の色濃い要保護児童対策地域協議会からの検討において、学校を拠点にしていくという相談体制案が検討されたことは非常にユニークだと考えられる。教育と福祉が対等に協働で検討を重ねてきた結果である。

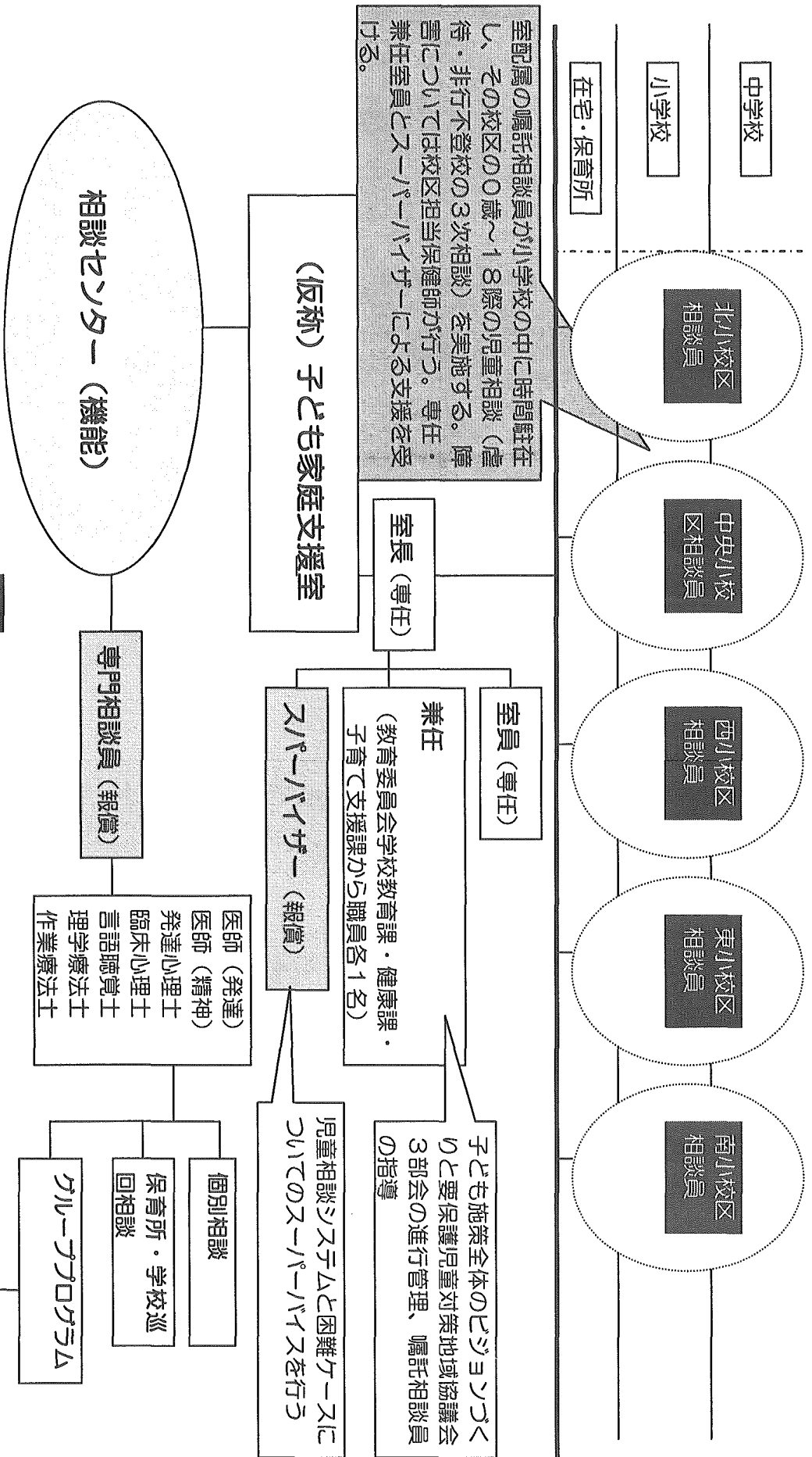
第三は、相談体制作りを一部署の一事業にせず、この行政の新総合計画重点施策になっている「子育て支援」のなかに位置づけていることである。そのため、政策部局との検討がなされている。つまり、行政内では、相談部局の現場の検討、部課長級の検討、政策推進部局との検討という三層構造の検討を平行させて実現に向けている。

課題としては、スクールソーシャルワークの課題でもあるが、ひとつの小学校の相談に終わらせない地域に全体化させていくところが課題である。ここに、カウンセリングでなくソーシャルワークをおく方向性を持った期待がある。地域への働きかけはソーシャルワークのまさしく中心の仕事であるからこそ、今後の展開に期待したいところである。さらに、スクールソーシャルワークは新しい分野でもあり、連携の受け入れ難い学校の中でソーシャルワークを展開し機能させていく人材養成や発掘が課題でもある。

さまざまな行政が、子ども家庭相談体制作りを進めるにあたって試行錯誤している現状であるが、この行政は庁内の協働を進め行政として一本化した体制を作るのに計画的、緻密な取り組みをスピーディに実施したところが特徴的である。

(仮称) 子ども家庭支援室の体制 (地域滞在型)

H17.10 熊取町子どもに関する相談体制検討会議作成

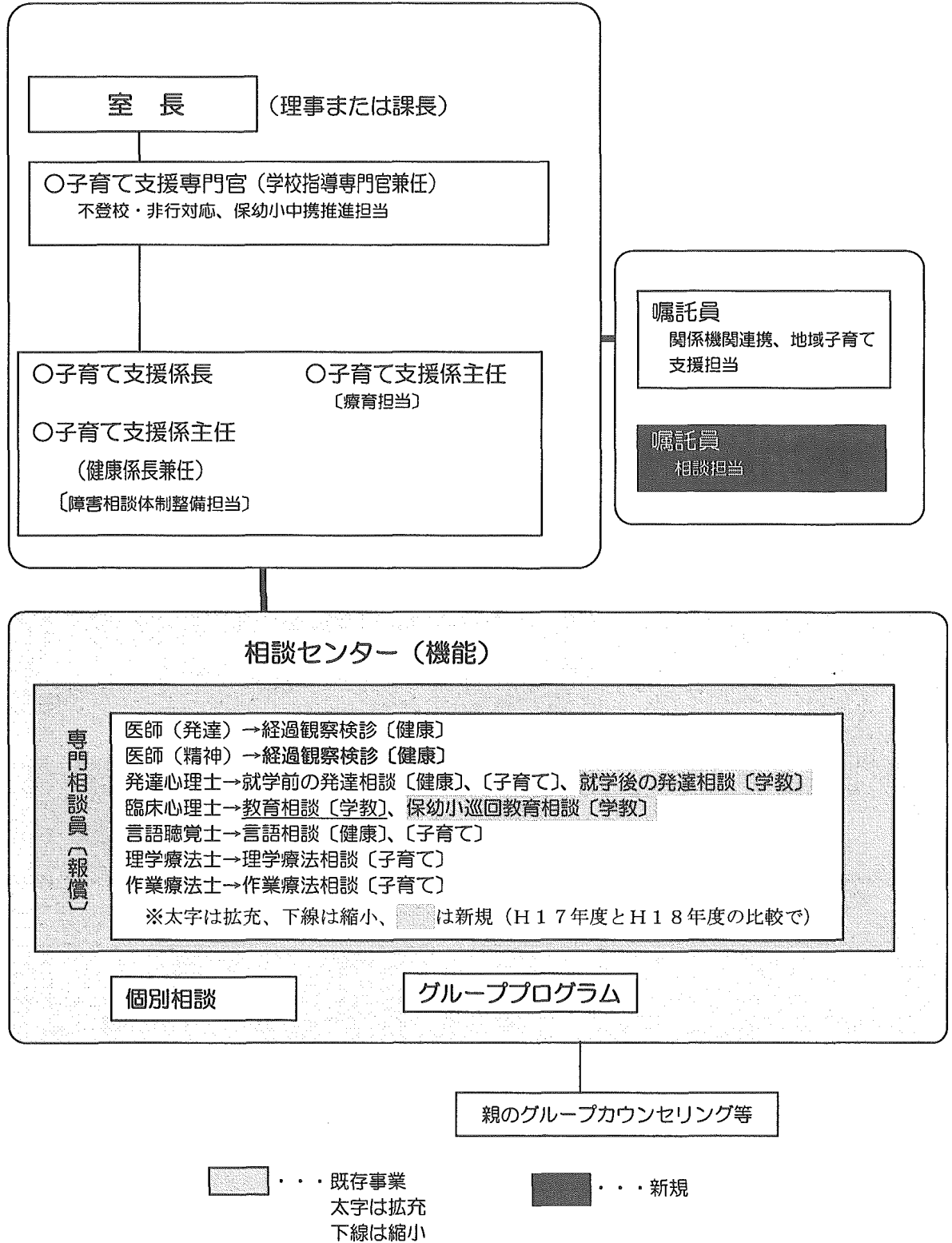


- 新たな予算計上が必要
- 既存事業（教育相談・地域子育て支援センター事業・健康課の経過観察健診等）の拡充

(仮称)子ども家庭支援室の体制(案)

平成 17.11 熊取町子どもに関する相談体制検討会議作成

(仮称)子ども家庭支援準備室〔平成18年度〕



Ⅲ. 長野県茅野市のヒアリング内容

【茅野市・こども・家庭応援センター】

地域住民との協働ペースの相談体制作り＝茅野市の場合

1. 経過

2000年 福祉・教育行政関係者による会を持つが「子ども・家庭支援計画」は福祉の部門とい
った考えが強く進まない。

→教育、福祉関係の係長以上が集まり、市長・有識者の指導を受けて、これからの茅野市の子育て、子育ての計画作りのあり方を検討する。 教育長を本部長に据えた新しい組織作りが発足され、教育・福祉部門の垣根を取り、市民と協働で進める妊娠中から18歳までの一貫した「子ども・家庭支援計画」作りをスタートする。

2001年 「子ども家庭支援計画策定委員会」発足 市民と協働

課題別委員会：3月～9月、発達段階別委員会：9月～翌2月

2002年 こども・家庭応援センター設置（教育委員会と保健福祉部門とで設置運営）

・どんぐりプラン（茅野市こども・家庭応援計画）の企画推進と相談調整業務の主に2つの業務。

・各相談窓口のコーディネート。

・月1回の相談員連絡会議（ケース会議や研修）のとりまとめ。

「どんぐりプラン（茅野市こども・家庭応援計画）」

地域福祉審議会・教育委員会において決定。トップは教育長。

「どんぐりネットワーク茅野（こども・家庭応援計画推進ネットワーク委員会）」設立

幹事会、専門部会（地区どんぐりプラン推進部会、こども館運営部会、情報処理部会、子育てに関する市民活動部会）

2003年 「茅野市パートナーシップのまちづくり基本条例」

2004年 「茅野市地域福祉推進条例」策定

こども家庭支援会議立ち上げ

*どんぐりプラン（茅野市こども・家庭応援計画）に掲げる基本理念の具現化を図るため、こども・家庭支援会議を設置する。

*この会議は、どんぐりプラン（茅野市こども・家庭応援計画）の推進にあたり、関係市民団体との調整及び相談員連絡会議から提出された議題を協議し、決定するものとする。

*この会議は、市長、教育長、どんぐりネットワーク茅野正副代表幹事、ほか

関係部署、関係機関の代表者をもって組織されている。

- * こども・家庭支援会議の中に、こども・家庭支援に関連する教育及び福祉の実務者レベルの職員が、情報交換及び個別課題への対応のあり方を定期的に協議するため相談員連絡会を置く。ここで出た課題をこども家庭支援会議にあげる。

2005年 どんぐりプラン見直し

こども家庭支援会議を要保護児童対策地域協議会に位置づける。

2. 相談経路とシステムについて

こども・家庭応援センター（教育委員会と保健福祉部門とで設置運営）

- ・ 0歳から18歳までの子どもと家庭を継続して応援。
- ・ 職員は、保育士、家庭相談員、母子自立支援員、教育相談員、事務員。
- ・ 各相談窓口のコーディネイト。
- ・ 月1回の相談員連絡会議（ケース会議や研修）のとりまとめ。

市内の家庭教育センター（教育相談員）、各中学校区にある保健福祉サービスセンター（保健師、ケースワーカー）、中学校スクールカウンセラーなどのそれぞれが相談活動を行っている。指示命令系統が一本化されているわけではないが月1回の相談員連絡会議でとりまとめ、把握できる範囲で把握している現状。

- ・ 各小中学校、保育園・幼稚園、こども館、通園訓練施設とつながっている状態にある。

3. 子ども・家庭相談体制について

<体制図>

資料図 2—1 参照

4. 考察

この行政の特徴は、こども家庭相談体制作りが、地域福祉計画から始まっていること、つまり、住民の主体的参加を主眼においた市民との協働のまちづくりから出発していることである。

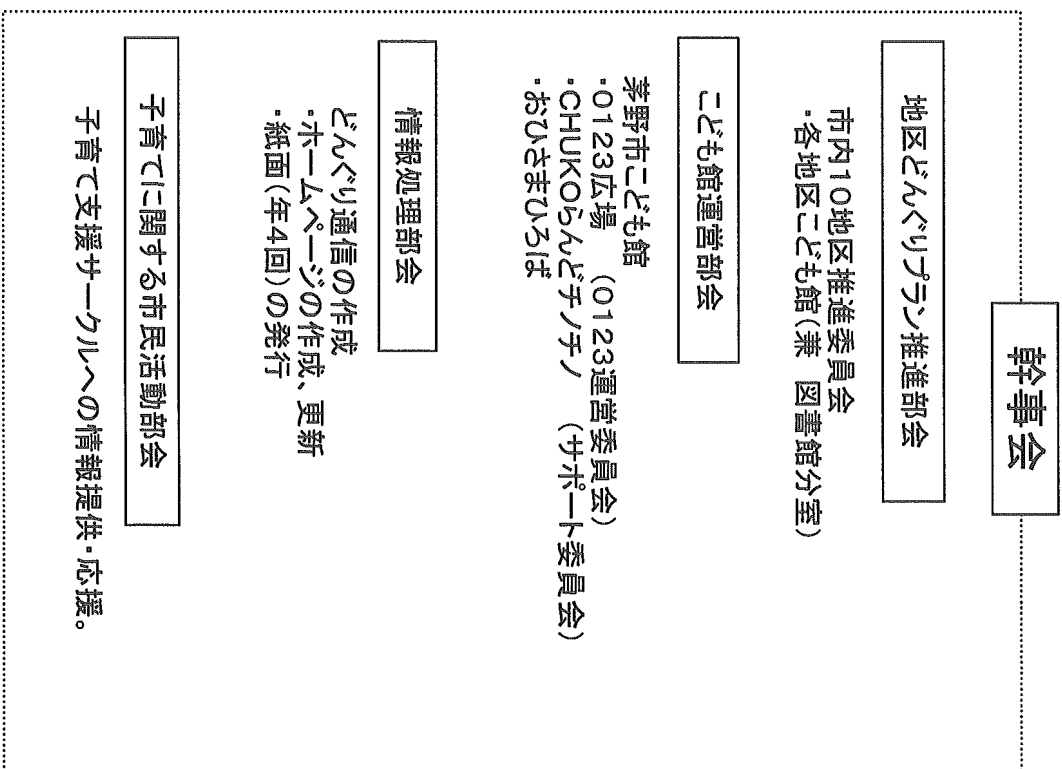
当初は、どこの行政でも起きている福祉と教育の壁があり、そこを超えるのに本気で市民との協働に取り組んだことである。非常にユニークな取り組みである。地域福祉計画策定を生きた市の計画にするために、こども分野では課題別、発達段階別にしっかりと市民と行政が協働で議論してきている。この議論のなかから、「こども・家庭応援計画」が策定され、そのなかの一環として相談機関の「こども・応援センター」の設置にいたった。つまり、相談体制も単に行政のみで決定されたのではなく、市民との協働責任である「こども・家庭応援計画」に基づいた動きのひとつであることだ。この具体化にあたるのが、いわゆる要保護児童対策地域協議会にあたる「こども・家庭支援会議」である。他に例のない位置づけと思われる。

そして、「こども・家庭応援センター」の動きや「こども家庭支援会議」の動きは、たえず市民との協働である「こども・家庭応援計画推進ネットワーク委員会」に報告するというスタイルにある。ここで問題になりやすい守秘義務については、要保護児童対策地域協議会に位置づけるにあたって、2005年に「こども・家庭支援会議会則」に守秘義務を明記している。

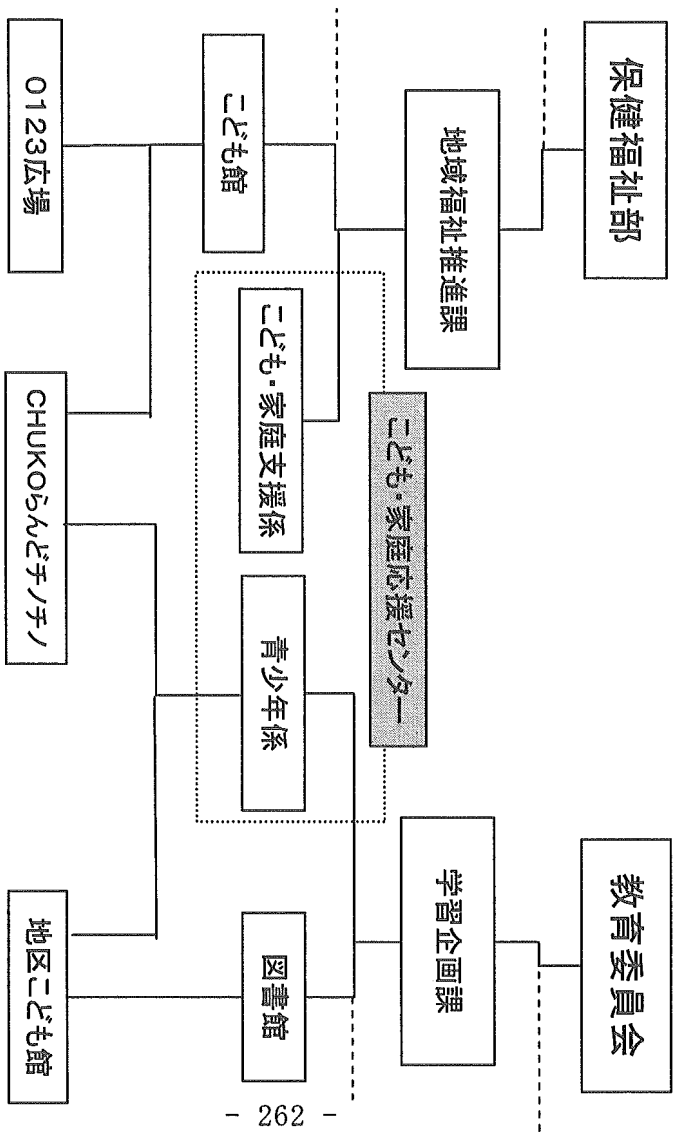
相談体制作りとして、たくさんある相談窓口をどのように取りまとめていくのか、要保護児童等深刻な特別ニーズのある相談体制作りが後追いの形になっている困難さなど課題ももちろんあるが、市民との協働をベースに相談体制作りも試行錯誤で行われているところが、非常に特徴的であるといえる。

どんぐりネットワーク茅野の体系

(市民組織)



(行政組織)



市町村における子ども家庭福祉相談の あり方に関する調査

2005年11月

調査主体：大阪市立大学生活科学部
社会福祉研究室
研究代表 山縣文治

調査のお願い

2005年4月、子どもと家庭に関する相談支援体制は大きな変化を遂げました。しかし、その実施方法については、今後の課題が多く残されています。

本調査は、昨年度ご協力いただきました、平成16年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究事業）「地域における子どもと家庭に関する相談支援体制のあり方に関する研究」の調査結果をふまえ、平成17年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究事業）「地域における子どもと家庭に関する相談支援体制のあり方に関する研究」の一環としておこなうものです。

本調査では、今後の子どもと家庭に関する相談支援体制の発展において、大きな役割を担う市町村を対象として、児童福祉法改正後の市町村の相談支援状況と、今後の相談支援体制確立に関するお考えを明確としたいと考えております。さらに、今後の相談支援を円滑に進めるため、もっとも有効に展開することのできる相談支援体制のシステムを検討させていただきたいと考えております。

なお、調査票の締め切り日は、2005年12月20日（火）〔必着〕でお願いいたします。ご多用のなか、誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

調査票送付先

〒558-8585 大阪市住吉区杉本3-3-138

大阪市立大学 生活科学部 社会福祉学研究室 山縣文治宛

調査に関するお問い合わせ先

〒464-8671 愛知県名古屋市千種区桜が丘23

愛知淑徳大学 医療福祉学部 福祉貢献学科 谷口純世

電話 052-781-1151（代） 内線680

e-mail tanigu_s@asu.aasa.ac.jp

* 電話は通じにくい場合が多いため、電子メールにてご連絡いただきますと、後日こちらからご連絡させていただきます。